

宮城県からの要望事項と環境省の対応状況

宮城県からの要望事項 (H28.4.15)

1. 現地調査の見合わせ

3市町が詳細調査候補地返上を表明したことを受け、本県の市町村長会議において一定の方向性が出るまでの間、国の現地調査を見合わせることを。

2. 未指定廃棄物の濃度測定

放射能濃度が高濃度で未指定となっている廃棄物について、市町村の職員立ち会いの下、国が早急に放射能濃度の測定を行うこと。

3. 8千以下廃棄物処理の支援

8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理を県全体で進めるために必要な取り組みに対して、十分な財政支援を含め、国の責任ある支援を行うこと。

要望事項への対応状況等

○ 宮城県のご意向を尊重し、県内で一定の方向性が出るまでの間、現地調査を一時的に見合わせる。

○ 4月25日より本格的な試料採取を開始。数カ月程度で取りまとめ。
採取済18か所(966.1トン)／採取対象約100か所(約2,500トン)
(平成28年5月24日現在)

○ 農業系廃棄物は、全額国費による財政的支援(加速化事業の補助要件を緩和)を行うほか、処理の安全性の説明等による技術的支援も実施。

○ 指定解除に係る省令整備と同時に、解除後の廃棄物の処理費用を全額国費で補助する事業を創設。